

母が電話勧誘で体にいい健康食品があると注文してしまった！

事例

実家に行くと箱が置いてあり、母に「中身は何？」と聞くと、何だかよくわからないと言っている。認知症が進み、話がかみ合わない時がある。箱の中には手紙とお菓子、健康食品と1万2千円の振込用紙が入っている。お菓子は既に食べかけていた。健康食品は外のフィルムを破ってしまっているが、ビンの蓋は開けてない。父に話を聞くと、数日前に女性から電話がきて、健康食品について話していたとのことだった。返品して、契約を取り消してほしい。



(相談者 50代 女性：契約者 80代 女性)

アドバイス

- 事業者からの電話勧誘で商品を受け取り、まだ開封していない状況でした。健康食品の蓋を開けてしまっていたら、返品できない相談でした。
- 相談者とケアマネと一緒に相談に来られて、早急に対処したことで、契約書面を受け取って8日以内にクーリング・オフができました。
- 契約者の方が認知症などの持病があり、商品を大量に購入した場合は、返品ができることもあります。
- 見守りしている方は、定期的に高齢者の様子を見て注意をしてください。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日・土・日・祝日・年末年始

